

京都市上下水道局公共工事競争入札有資格者格付要領

平成14年	6月	7日	制定
平成16年	4月	1日	改正
平成18年	6月	6日	改正
平成20年	6月	25日	改正
平成21年	7月	1日	改正
平成22年	12月	1日	改正
平成23年	3月	14日	改正
平成28年	5月	27日	改正
平成29年	9月	8日	改正
平成30年	4月	1日	改正
平成31年	3月	29日	改正
令和2年	3月	9日	改正
令和4年	3月	18日	改正
令和6年	8月	28日	改正

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する格付（予定価格に対応した等級に区分することをいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(格付をする工事種別)

第2条 格付は、京都市上下水道局（以下「局」という。）が発注する別表1に定める工事種別（以下「格付対象工事種別」という。）ごとに行うものとする。

(格付の対象者)

第3条 格付は、次の各号の要件のいずれにも該当することとなった日の属する年度の4月1日から格付をしようとする期間の前日までの期間が2年（別に定める工事種別は当分の間3年。）以上となる者（当該各号の要件のいずれかに該当しなくなった場合であっても、該当しなくなった要件について、当該年度中に再度該当することとなったときは、当該要件に該当している者とみなす。以下「格付対象者」という。）について行うものとする。ただし、格付しようとする全ての有効期間に参加停止措置を受けている場合等、格付をする必要又は効果が少ないと認められるときは、格付をしないことがある。

- (1) 京都市上下水道局契約規程第6条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規程第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下これらの名簿を「有資格者名簿」という。）において、格付対象工事種別に登載されていること。
- (2) 京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業であること。

(格付の基準)

第4条 格付対象工事種別の格付対象者を格付する基準は、次に掲げる経営事項及び局評価事項の点数を合計した総合点数によるものとする。

(1) 経営事項

経営事項の点数は、格付対象工事種別に応じた工事の種類に係る建設業法（以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（新たに格付する年度の前年度の10月31日（以下「判定基準日」という。）の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降において当該審査を受けたものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受け、国土交通大臣又は都道府県知事から法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評価値とする。

(2) 局評価事項

局評価事項の点数は、判定基準日時点における次のアからセまでに定めるところにより算定された点数の合計点数からソに定めるところにより算定された点数を減じた点数とする。

ア 格付対象工事種別に係る局が発注した工事の平均工事成績：別表2により算定する。

イ 削除

ウ 格付対象工事種別に係る有資格者名簿に登載された継続年数：別表4により算定する。

エ 格付対象工事種別に係る技術職員の状況：別表5により算定する。

オ 公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりISO9000シリーズの認証を取得している者（平成27年9月25日の国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』による17の世界的目標（以下SDGsの17の目標という。）の1、5、9、11、12、14に貢献するものである。）：10点

カ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項第4号に規定する組合であって、官公需適格組合として中小企業庁の官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を受けた組合（SDGsの17の目標の8、10に貢献するものである。）：10点

キ 特定非営利活動法人KES環境機構若しくは同機構と相互認証している団体によりKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証を取得している者又は公益財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりISO14000シリーズの認証を取得している者（SDGsの17の目標の1、2、3、4、5、6、7、8、9、11、12、13、14、15に貢献するものである。）：10点

ク 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する障害者雇用率を達成している者（SDGsの17の目標の10に貢献するものである。）：10点

ケ 局と災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者（SDGsの

17の目標の11に貢献するものである。): 10点

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者を選任し、当該責任者に同条第2項に規定する講習を受講させている者(SDGsの17の目標の16に貢献するものである。): 10点

サ 京都市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき京都市消防団協力事業所に認定された者(SDGsの17の目標の11に貢献するものである。): 10点

シ 次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定による一般事業主行動計画の策定及び届出を行っている者(SDGsの17の目標の5に貢献するものである。): 5点

ス 格付対象工事種別に係る次のいずれかの国家資格を有する女性の技術者を雇用している者(SDGsの17の目標の5に貢献するものである。): 5点

(ア) 法第27条第1項の規定による技術検定に合格した者

(イ) 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者

セ 法第27条の23に規定による経営事項審査により評価を受けた者であつて、建設機械を所有し、又はリースしているもの: 当該建設機械が2台以上のときは5点、1台のときは3点

ソ 要綱第27条第1項の規定により措置されている競争入札参加停止の期間に対して、停止期間1月(停止期間に1月未満の日数が発生した場合にあつては、当該日数を1月とみなす。)について10点とする。ただし、360点を限度とする。

(格付の方法)

第5条 格付は、次の各号に定めるところにより、1年ごとに行う。

(1) 格付対象工事種別ごとに、格付対象者に、第4条に定めるところにより算定する総合点数を付与する。

(2) 格付対象工事種別ごとに、総合点数の高い順(同点の場合は経営事項の総合評定値の順)に、格付対象者を別表1に定める等級に区分して格付をする。

2 等級の区分(以下「等級区分」という。)は、格付対象工事種別ごとに、直前2年間の等級区分に対応した発注率の分布状況を基礎にして、設定するものとする。

3 等級区分の設定に当たっては、入札方法の選択その他入札の実施のため、別表6に定めるとおり等級を細分化する。ただし、第7項及び第8項については、細分化後の等級を適用しない。

4 格付の実施に当たり、等級区分を変更するときは、当該格付(以下「新格付」という。)の前に行われた格付(以下「旧格付」という。)による等級に相当する新格付の等級を、旧格付による等級とみなして適用する。

5 第1項第2号の規定にかかわらず、格付対象者が次の各号に掲げる条件を満たさないときは、別表7で定める等級以上の等級に格付をしない。

(1) 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること

(2) 法第26条第2項に規定する監理技術者を置いていること

- 6 最初に格付を受ける場合の格付の等級は、第1項第2号の規定にかかわらず、格付しようとする格付対象工事種別ごとに別表1において定める等級のうち最も低い予定価格の範囲に係る等級とする。
- 7 判定基準日の翌月の6年7月前の初日までの間において、旧格付の等級以上の等級に属する者を対象として行われた競争入札により契約した実績がないときは、第1項第2号の規定にかかわらず、新格付において上位の等級に格付をしない。
- 8 格付を行う場合において、旧格付による等級よりも上位又は下位に格付をする必要があるときは、第1項第2号の規定にかかわらず、1等級の範囲内において直近上位又は直近下位に格付をする。ただし、第5項に規定する条件を満たさないため下位に格付をする場合及び第4条第2号ソの規定により算定した点数を減じることによって下位に格付をする場合を除く。
- 9 第3条ただし書きに該当する場合等、新格付において上位の等級に格付をする必要又は効果が少ないと認められるときは、当該上位の等級に格付をしないことがある。

(格付の有効期間)

第6条 格付の有効期間は、当該格付を決定した日が属する月の翌月の1日から次の格付の有効期間開始日の前日までとする。

(格付の公表)

第7条 この要領により決定した等級及び総合点数については、本人に等級及び総合点数を通知するとともに、有資格者名簿に等級を記載し、上下水道局総務部契約会計課において閲覧により公表するものとする。

2 公表の期間は、当該格付の有効期間とする。

(説明の請求)

第8条 この要領により決定した等級又は総合点数に不服のある者は、前条第1項の規定により公表を開始した日から起算して14日(京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を含む。)以内に、管理者に対し、文書により当該等級又は総合点数の内容について説明を請求することができる。ただし、この要領に定める算定方法、算定基準その他の格付に関する基準について不服があることを理由として説明を請求することはできないものとする。

2 前項の文書には、請求者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)、請求の対象となる請求者の等級又は総合点数、不服のある事項及び不服の理由を記載するものとする。

(説明の請求の却下)

第9条 管理者は、前条第1項に規定する請求の期間の経過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することがある。

(説明の請求に対する回答)

第10条 前条の規定により請求を却下する場合を除き、管理者は、説明の請求があったとき

は、速やかに文書により回答するものとする。

(協議等)

第11条 この要領により決定した等級又は総合点数に不服がある者は、直ちに前3条に定める手続によらざるを得ないと認められるときを除き、上下水道局総務部契約会計課の職員（以下「職員」という。）との間で協議による解決を図るよう努めなければならない。

2 職員は、前項の規定により協議を行うときは、適切に説明し、解決が図られるよう努めなければならない。

3 職員は、前2項の規定の運用に当たっては、前3条に定める手続の行使を不当に制限することのないように留意しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、格付の実施に関し必要な事項は、別に管理者が決定する。

附 則

(実施日)

1 この要領は、決定の日から実施する。

(適用区分)

2 この要領は、平成14年度以降に行う格付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事指名競争入札有資格者格付要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事指名競争入札有資格者格付要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年6月25日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事指名競争入札有資格者格付要領の規

定は、この要領の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 9 月 8 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、決定の日から実施する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成 30 年度以降に有効となる格付について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、決定の日から実施する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成 31 年度以降に有効となる格付について適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、決定の日から実施する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、令和 2 年度以降に有効となる格付について適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日決定）

（施行期日）

1 この要領は、決定の日から実施する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、令和 4 年度以降に有効となる格付について適用する。

（経過措置）

3 令和 4 年度の舗装工事の格付に際して、判定基準日の翌月の 6 年 7 月前の初日までの間における、競争入札により契約した実績（単価契約は除く。）がある者については、改正後要領

第5条第6項の規定を適用しない。

附 則（令和6年8月28日決定）

（施行期日）

1 この要領は、決定の日から実施する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市上下水道局公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、令和7年度以降に有効となる格付について適用する。

（総合点数の算定方法に関する経過措置）

3 令和7年4月1日から令和14年3月31日までに係る格付にあつては、この要領による改正前の京都市上下水道局公共工事競争入札有資格者格付要領第4条第2号イの規定はなおその効力を有する。この場合における別表3は、次の表の左欄に掲げる期間に応じて、右欄に掲げる表に読み替えて適用するものとする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	附則別表1
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	附則別表2
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	附則別表3
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	附則別表4
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	附則別表5
令和12年4月1日から令和13年3月31日まで	附則別表6
令和13年4月1日から令和14年3月31日まで	附則別表7

(附則別表 1)

1 件最高施工額の区分	点 数
3 億円以上	1 3 8
2 億 5, 0 0 0 万円以上 3 億円未満	1 3 2
2 億円以上 2 億 5, 0 0 0 万円未満	1 2 6
1 億 5, 0 0 0 万円以上 2 億円未満	1 2 0
1 億円以上 1 億 5, 0 0 0 万円未満	1 1 4
9, 0 0 0 万円以上 1 億円未満	1 0 8
8, 0 0 0 万円以上 9, 0 0 0 万円未満	1 0 2
7, 0 0 0 万円以上 8, 0 0 0 万円未満	9 6
6, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満	9 0
5, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満	8 4
4, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	7 8
3, 0 0 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満	7 2
2, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	6 6
1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	6 0
9 0 0 万以上 1, 0 0 0 万円未満	5 4
8 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	4 8
7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満	4 2
6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	3 6
5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	3 0
4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	2 4
3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1 8
2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1 2
1 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満	6
5 0 万円以上 1 0 0 万円未満	3
5 0 万円未満	0

備考 1 件最高施工額については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 1 0 年 7 月前の初日までの間の契約実績（随意契約によるもの及び契約解除になったものを除く。）を基礎にして算定するものとする。

(附則別表 2)

1 件最高施工額の区分	点 数
1 億円以上	1 1 4
9, 0 0 0 万円以上 1 億円未満	1 0 8
8, 0 0 0 万円以上 9, 0 0 0 万円未満	1 0 2
7, 0 0 0 万円以上 8, 0 0 0 万円未満	9 6
6, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満	9 0
5, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満	8 4
4, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	7 8
3, 0 0 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満	7 2
2, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	6 6
1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	6 0
9 0 0 万以上 1, 0 0 0 万円未満	5 4
8 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	4 8
7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満	4 2
6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	3 6
5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	3 0
4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	2 4
3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1 8
2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1 2
1 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満	6
5 0 万円以上 1 0 0 万円未満	3
5 0 万円未満	0

備考 1 件最高施工額については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 1 0 年 7 月前の初日までの間の契約実績（随意契約によるもの及び契約解除になったものを除く。）を基礎にして算定するものとする。

(附則別表 3)

1 件最高施工額の区分	点 数
8,000 万円以上	102
7,000 万円以上 8,000 万円未満	96
6,000 万円以上 7,000 万円未満	90
5,000 万円以上 6,000 万円未満	84
4,000 万円以上 5,000 万円未満	78
3,000 万円以上 4,000 万円未満	72
2,000 万円以上 3,000 万円未満	66
1,000 万円以上 2,000 万円未満	60
900 万以上 1,000 万円未満	54
800 万円以上 900 万円未満	48
700 万円以上 800 万円未満	42
600 万円以上 700 万円未満	36
500 万円以上 600 万円未満	30
400 万円以上 500 万円未満	24
300 万円以上 400 万円未満	18
200 万円以上 300 万円未満	12
100 万円以上 200 万円未満	6
50 万円以上 100 万円未満	3
50 万円未満	0

備考 1 件最高施工額については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 10 年 7 月前の初日までの間の契約実績（随意契約によるもの及び契約解除になったものを除く。）を基礎にして算定するものとする。

(附則別表 4)

1 件最高施工額の区分	点 数
6,000 万円以上	9 0
5,000 万円以上 6,000 万円未満	8 4
4,000 万円以上 5,000 万円未満	7 8
3,000 万円以上 4,000 万円未満	7 2
2,000 万円以上 3,000 万円未満	6 6
1,000 万円以上 2,000 万円未満	6 0
900 万以上 1,000 万円未満	5 4
800 万円以上 900 万円未満	4 8
700 万円以上 800 万円未満	4 2
600 万円以上 700 万円未満	3 6
500 万円以上 600 万円未満	3 0
400 万円以上 500 万円未満	2 4
300 万円以上 400 万円未満	1 8
200 万円以上 300 万円未満	1 2
100 万円以上 200 万円未満	6
50 万円以上 100 万円未満	3
50 万円未満	0

備考 1 件最高施工額については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 10 年 7 月前の初日までの間の契約実績（随意契約によるもの及び契約解除になったものを除く。）を基礎にして算定するものとする。

(附則別表 5)

1 件最高施工額の区分	点 数
4, 0 0 0 万円以上	7 8
3, 0 0 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満	7 2
2, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	6 6
1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	6 0
9 0 0 万以上 1, 0 0 0 万円未満	5 4
8 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	4 8
7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満	4 2
6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	3 6
5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	3 0
4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	2 4
3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1 8
2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1 2
1 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満	6
5 0 万円以上 1 0 0 万円未満	3
5 0 万円未満	0

備考 1 件最高施工額については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 1 0 年 7 月前の初日までの間の契約実績（随意契約によるもの及び契約解除になったものを除く。）を基礎にして算定するものとする。

(附則別表 6)

1 件最高施工額の区分	点 数
2, 0 0 0 万円以上	6 6
1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	6 0
9 0 0 万以上 1, 0 0 0 万円未満	5 4
8 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	4 8
7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満	4 2
6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	3 6
5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	3 0
4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	2 4
3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1 8
2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1 2
1 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満	6
5 0 万円以上 1 0 0 万円未満	3
5 0 万円未満	0

備考 1 件最高施工額については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 1 0 年 7 月前の初日までの間の契約実績（随意契約によるもの及び契約解除になったものを除く。）を基礎にして算定するものとする。

(附則別表 7)

1 件最高施工額の区分	点 数
8 0 0 万円以上	4 8
7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満	4 2
6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	3 6
5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	3 0
4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	2 4
3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1 8
2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1 2
1 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満	6
5 0 万円以上 1 0 0 万円未満	3
5 0 万円未満	0

備考 1 件最高施工額については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 1 0 年 7 月前の初日までの間の契約実績（随意契約によるもの及び契約解除になったものを除く。）を基礎にして算定するものとする。

別表 1（第 2 条関係）

工事種別	等 級	予定価格の範囲	
土木一式工事	A	1 億円以上	
	B	6, 0 0 0 万円以上	1 億円未満
	C	3, 0 0 0 万円以上	6, 0 0 0 万円未満
	D	1, 0 0 0 万円以上	3, 0 0 0 万円未満
	E		1, 0 0 0 万円未満
舗装工事	A	6, 0 0 0 万円以上	
	B	1, 0 0 0 万円以上	6, 0 0 0 万円未満
	C		1, 0 0 0 万円未満

別表 2 （第 4 条関係）

平 均 工 事 成 績 の 区 分	点 数
6 5 点を上回るとき	平均工事成績から 6 5 点を減じて 得られる数に 2 を乗じた数
6 0 点以上 6 5 点以下のとき	0
6 0 点を下回るとき	平均工事成績から 6 0 点を減じて 得られる数に 2 を乗じた数

備考 平均工事成績については、新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の 6 年 7 月前の
初日までの間に完成した工事に係る工事成績評定を基礎にして算定するものとする。

別表 3 （第 4 条関係）

削除

別表 4（第 4 条関係）

継 続 年 数	点 数
5 1 年以上	5 0
4 1 年以上 5 1 年未満	4 0
3 1 年以上 4 1 年未満	3 0
2 6 年以上 3 1 年未満	2 5
2 1 年以上 2 6 年未満	2 0
1 6 年以上 2 1 年未満	1 5
1 1 年以上 1 6 年未満	1 0
6 年以上 1 1 年未満	5
4 年以上 6 年未満	3
4 年未満	0

別表 5（第 4 条関係）

技 術 者 の 区 分	点 数
1 級技術者の人数	1 人につき 3 点
2 級技術者の人数	1 人につき 2 点
その他技術者の人数	1 人につき 1 点

備考 それぞれの技術者の数は、経営事項審査の結果を基礎にして算定するものとする。

別表 6 （第 5 条関係）

工事種別	等級	細分化 区分	予定価格の範囲
土木一式 工事	A	1	2 億円以上
		2	1 億円以上 2 億円未満
	B	－	6, 0 0 0 万円以上 1 億円未満
	C	－	3, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満
	D	－	1, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満
	E	－	1, 0 0 0 万円未満

備考 細分化区分は、アルファベットの後に数字を付して示すものとする。

別表 7 （第 5 条関係）

格付対象工事種別	条件を満たすことが必要な等級
土木一式工事	B 等級以上
舗装工事	A 等級以上